

令和6年10月  
名古屋税関保税会  
秋季保税事務研修会

# 保税制度の概要について



名古屋税関監視部  
保税総括許可部門

# 1. 保税制度の概要

## 2. 保税制度の活用

## 3. 国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について

## 4. 関税法基本通達の改正（保税関係）

## 5. 参考

# 1. 保税制度の概要

## (1)保税地域制度（関税法第4章）

外国貨物を蔵置、加工、製造、展示等を行うことができる場所として財務大臣の指定、税関長の許可により設ける。

- ・ 指定保税地域（第37条）
- ・ 保税蔵置場（第42条）
- ・ 保税工場（第56条）
- ・ 保税展示場（第62条の2）
- ・ 総合保税地域（第62条の8）

## (2)保税運送制度（関税法第5章）

開港、税関空港、税関官署、保税地域等相互間に限り外国貨物のまま運送できる。

## (3)収容・公売制度（関税法第7章）

保税地域にある外国貨物で蔵置期間を経過したものを、強制的に管理、占有、公売できる。

# 保税制度について

## 安全・安心な 社会の実現

- 社会悪物品、知的財産侵害物品の取締り
- テロ、大量破壊兵器に対する取締強化
- 先端技術を活用した検査機器の配備 等

## 適正かつ公平な 関税等の徴収

- 関税・消費税等の賦課・徴収
- 輸入事後調査
- 関税評価、関税分類、原産地規則の適用 等

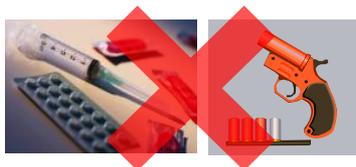
## 貿易円滑化の推進

- 貿易自由化と自由貿易協定等の締結
- AEO制度（外国税関当局とのAEO相互承認）
- 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化
- NACCS海外展開（技術協力）

○ 外国から到着した貨物で輸入許可前のもの、又は輸出の許可を受けた貨物は、関税法上「外国貨物」とされ、税関長が外国貨物を置くこと等ができる場所として許可した場所である**保税地域**以外の場所に置くことができない。（関税法第30条第1項）

➡ 保税制度は、貨物を税関の監督下に置くことにより、輸入許可前又は輸出許可後に貨物のすり替え等が行われるリスクを低く抑え、薬物・銃器等の社会悪物品の日本国内への流入の防止やテロ関連物品の輸出の防止、国内産業の保護を目的として課している関税などの徴収の確保を図るとともに、貿易の振興などへの寄与を目的とするもの。

## 秩序ある貿易の維持



税関の審査・検査を受け、関税等を納付することにより保税地域から外国貨物を出すことが可能。  
（社会悪物品の水際取締、関税などの徴収の確保）

## 関税などの徴収の確保



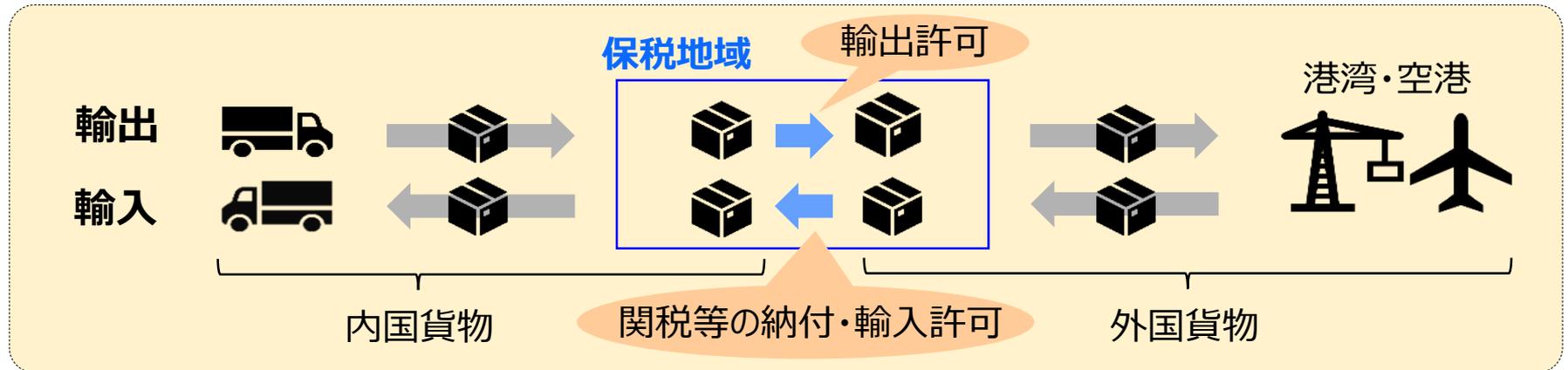
## 貿易の振興等



保税地域に外国貨物が置かれている間は、当該貨物の関税等の徴収が留保されるため、関税等未納の状態を利用して、外国貨物の蔵置、加工・製造、展示等の行為をすることが可能。

# 保税地域制度について

## ■ 保税地域のイメージ



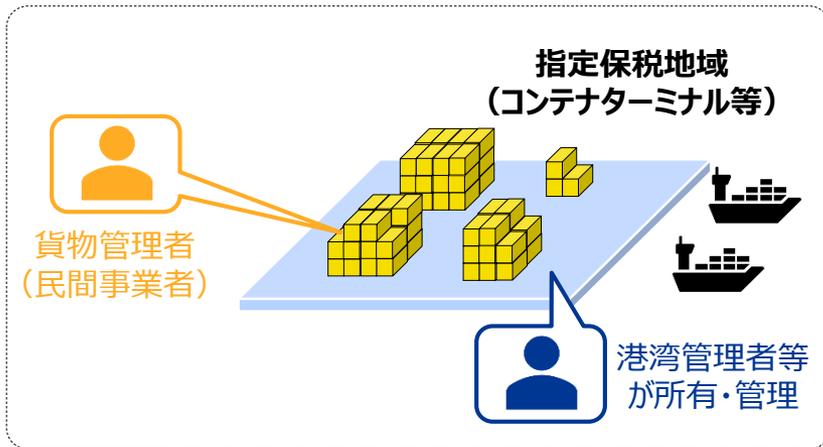
## ■ 保税地域の種類と主な機能

種類	主な機能	蔵置期間	設置の手続
① 指定保税地域 (関税法第37条)	外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置 例) コンテナヤード 等	1ヶ月	財務大臣の指定
② 保税蔵置場 (関税法第42条)	外国貨物の積卸し、運搬、蔵置 例) 倉庫、上屋 等	2年 (延長可)	税関長の許可
③ 保税工場 (関税法第56条)	外国貨物の加工、製造 例) 造船所、製鉄所、製油所 等	2年 (延長可)	税関長の許可
④ 保税展示場 (関税法第62条の2)	外国貨物の展示、使用 例) 博覧会、博物館 等	税関長が必要 と認める期間	税関長の許可
⑤ 総合保税地域 (関税法第62条の8)	②～④の総合的機能 例) 中部国際空港 等	2年 (延長可)	税関長の許可

# 指定保税地域について

- 指定保税地域は、税関手続の簡易かつ迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置ができる場所として財務大臣が指定した土地や建設物等（国や地方公共団体等が所有または管理するもの）。（例：コンテナヤード）

## ■ 指定保税地域のイメージ



※関税法第34条の2に規定する記帳義務等は、貨物管理者が負う

## ■ 指定保税地域の主な指定要件

- ① 国、地方公共団体（港湾管理者）等が所有または管理すること。
- ② 開港または税関空港における税関手続の簡易かつ迅速な処理を目的として、公共的に運営されること。
- ③ 国の管理の下に借受者が運営、または港湾管理者が自ら運営すること等。
- ④ 開港の港域に接続する地域または税関空港の港域内等にあること。
- ⑤ 税関における監視取締上支障がないこと。
- ⑥ 貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図ることができる施設であること。

## ■ 指定保税地域の特徴

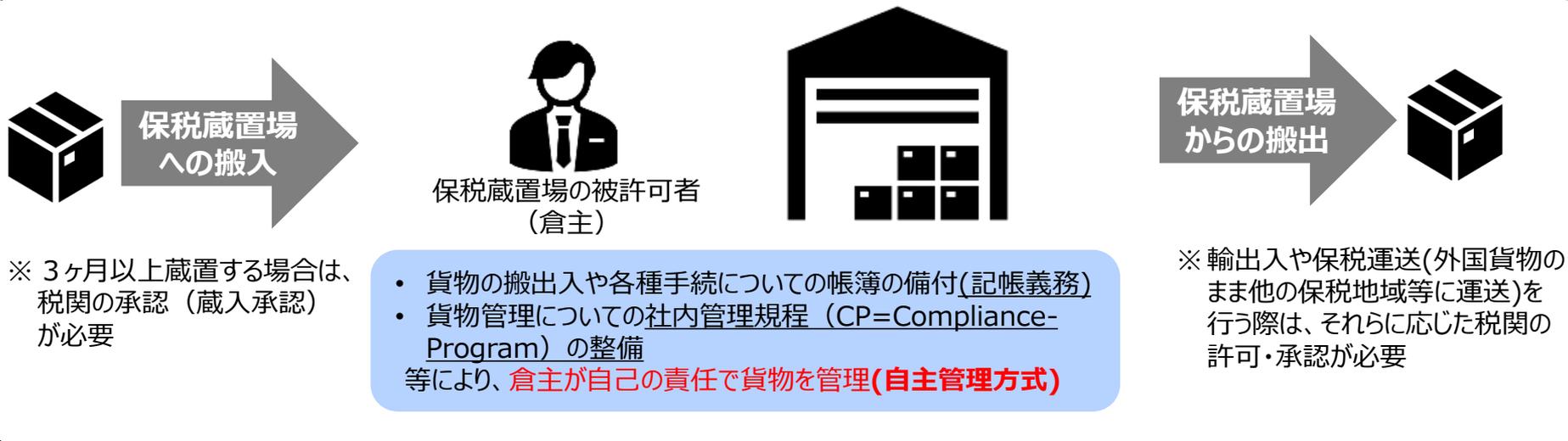
主な機能	蔵置期間	設置の手続
外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置	1ヶ月	財務大臣の指定



# 保税蔵置場について

- 保税蔵置場は、民間企業等が所有する土地、倉庫等の施設について、申請に基づき税関長が許可した保税地域。外国貨物の積卸し、運搬、蔵置ができる場所である。  
(指定保税地域と同様に、外国貨物についての内容の点検、改装仕分けその他の手入れを行うことが可能であり、税関長の許可を受けた場合は見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為を行うことができる。)

## ■ 保税蔵置場における貨物管理イメージ



## ■ 保税蔵置場の特徴

主な機能	蔵置期間	設置の手続
外国貨物の積卸し、運搬、蔵置	2年 (延長可)	税関長の許可

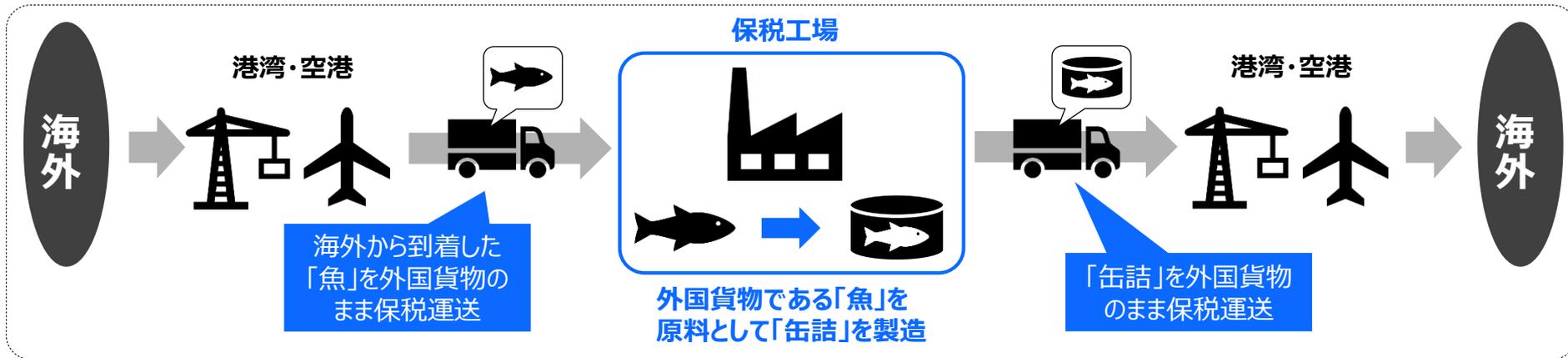
## ■ 保税蔵置場の許可要件

- ✓ 人的要件 (ex. 外国貨物等の保管業務の業務処理能力)
- ✓ 場所的要件 (ex. 税関官署からの距離)
- ✓ 施設的要件 (ex. 出入口等への施錠)
- ✓ 量的要件 (ex. 輸出入貨物取扱見込量)

# 保税工場について

- 保税工場は、外国貨物（外国から到着した貨物で輸入許可前のもの）について、関税等の徴収が留保された状態で加工・製造ができる場所として、税関長が許可した保税地域であり、加工貿易の振興等に寄与。
- 保税工場においては、秩序ある貿易の維持や関税等の徴収の確保の観点から、取り扱う貨物が外国貨物のまま加工され、製品が再度確実に海外に輸送（積戻し）される等、適正な貨物管理を行うことが必要不可欠。

## ■ 保税工場のイメージ（加工食品の例）



※ 加工・製造された製品は外国貨物として取扱う。なお、内国貨物（国内産品等）と外国貨物を混用することも可能であり、その場合も製品は原則として外国貨物として取扱う。

※ 海外に再度輸送（積戻し）する製品と、国内に引き取る（輸入）する製品を、併せて加工・製造することが可能。

## ■ 保税工場の特徴

主な機能	蔵置期間	設置の手續
外国貨物の加工、製造	2年 (延長可)	税関長の許可

## ■ 保税工場の例



石油プラント



造船所

# 保税展示場について

- 保税展示場は、博覧会や見本市等において外国貨物を展示・使用する会場として、税関長が許可した保税地域。関税等の徴収が留保された状態で貨物の展示・使用ができることから、博覧会等の円滑な運営による文化交流等に寄与。
- 保税展示場で開催される博覧会や見本市等は、国際博覧会条約の適用を受けた国際博覧会等、一般社団法人等が開催する博覧会等または国際機関や政府等が後援する博覧会等であるといった要件を満たす必要がある。

## ■ 保税展示場の例



**大阪・関西万博**

(開催者：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会)



**東京モーターショー**

(開催者：一般社団法人日本自動車工業会)



**Tokyo Gendai**

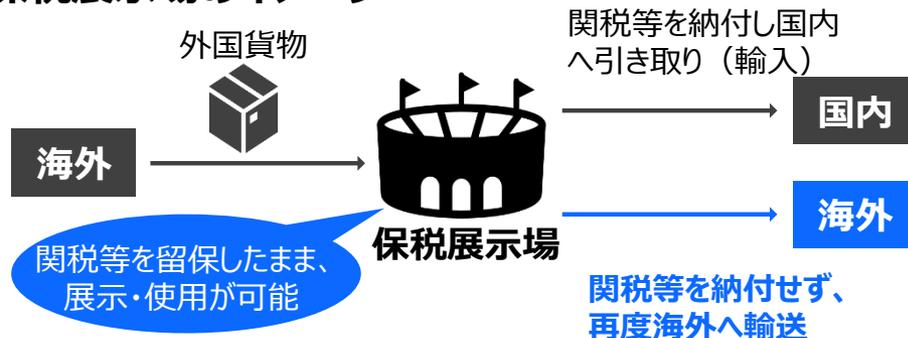
(開催者：Tokyo Gendai合同会社)

## ■ 保税展示場の特徴

主な機能	蔵置期間	設置の手続
外国貨物の展示、使用	税関長が必要と認める期間	税関長の許可

※ 保税展示場の許可期間は、イベント等の会期のほか、準備・整理を勘案した適当な期間(イベント等が反復して開催される場合は、1年以内の範囲で包括的に許可期間とすることができる。)

## ■ 保税展示場のイメージ



# 総合保税地域について

- 総合保税地域は、保税蔵置場、保税工場、保税展示場において実施することができる、外国貨物の蔵置、加工、製造、展示、使用等の各種機能を総合的に利用できる地域として、税関長が許可した保税地域。
- 総合保税地域内では、被許可者により各種施設を弾力的に配置できる他、地域内における各施設間の貨物の輸送は同一の保税地域内の輸送であることから税関手続を要しない。

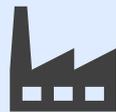
## ■ 総合保税地域のイメージ

### 総合保税地域の運営者（被許可者）

#### 総合保税地域



A社



B社



C社

各施設の管理者



- 総合保税地域の許可を受けることができる場所は、一団の土地及びその土地に存する建設物等。
- 被許可者は、総合保税地域の運営を行うにあたり、各施設の管理者の管理・運営状況を把握し、管理者に対し保税地域の管理運営上の監督を行う。
- 被許可者及び各施設の管理者が連帯して、関税の納付義務や外国貨物の管理義務等の責任を負う。

## ○ 総合保税地域の例（中部国際空港総合保税地域）

【被許可者】

中部国際空港（株）

【許可年月日】

平成16年11月1日

【備考】

輸出入貨物の管理や保税売店（保税蔵置場）、機内食の加工（保税工場）などが行われているほか、貨物の展示場（保税展示場）としても利用されている。



# 保税地域における「自主管理制度」について

昭和46年以前

保税地域への外国貨物等の搬出入は、すべて税関への事前の届出が必要



＜貿易量(搬出入貨物)の増大による官民の事務の負担増＞

昭和46年(昭和47年度関税法改正)

自主管理制度の導入 → 取締上支障がない保税地域について  
搬出入事績を記帳し届出に替える



＜保税地域の9割以上が自主管理制度適用となり定着＞

平成9年度関税改正

記帳義務を追加 → 届出制を廃止し全面的に自主管理制度を適用

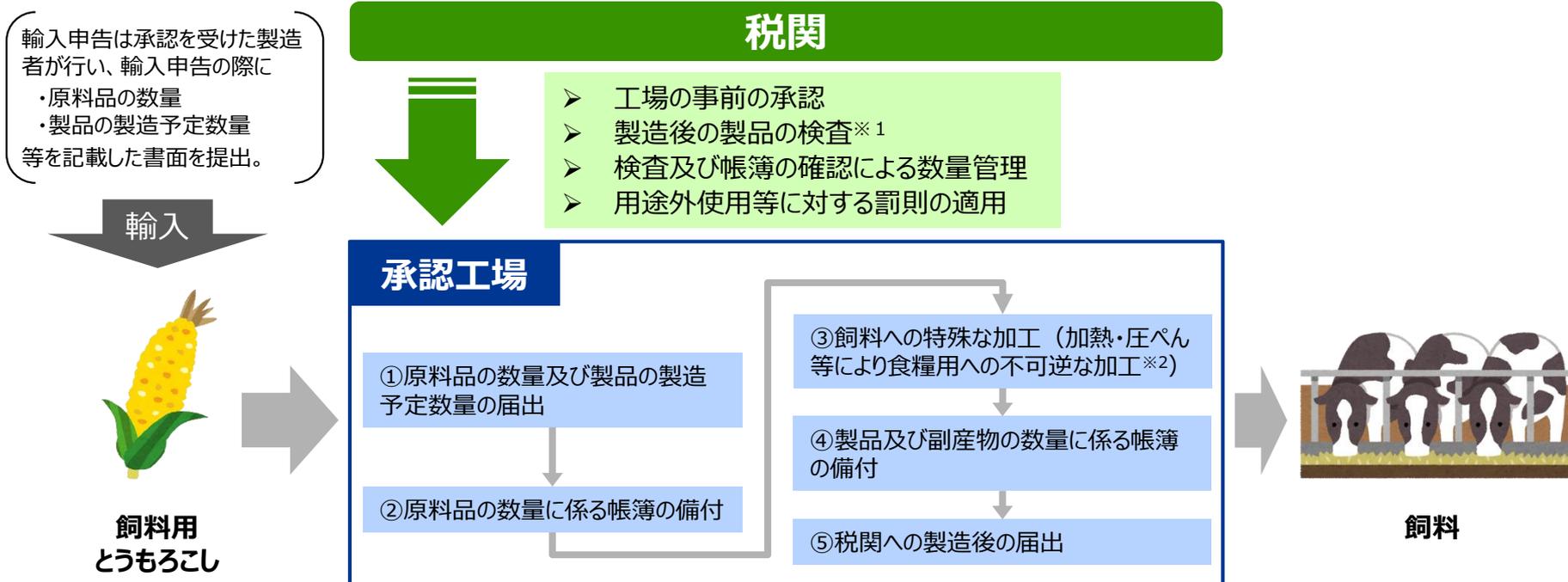
# 承認工場制度について

- 承認工場制度は、良質かつ低廉な飼料を安定供給することにより、畜産業等の育成と国民生活の安定等を図るもの。
- 飼料等の製造に使用する特定の原料品（とうもろこし、麦等）について、輸入許可日から1年以内に、税関長の承認を受けた製造工場（承認工場）で、その製造が終了するものについて、当該原料品の関税が軽減・免税される。

## ■ 承認工場制度の対象となる原料品

根拠法令	原料品
関税定率法第13条	飼料用とうもろこし、こうりゃん、グレーンソルガム等
関税暫定措置法第9条の2	飼料用麦（経済連携協定に基づく譲許の便益の適用がある場合）

## ■ 承認工場制度のイメージ



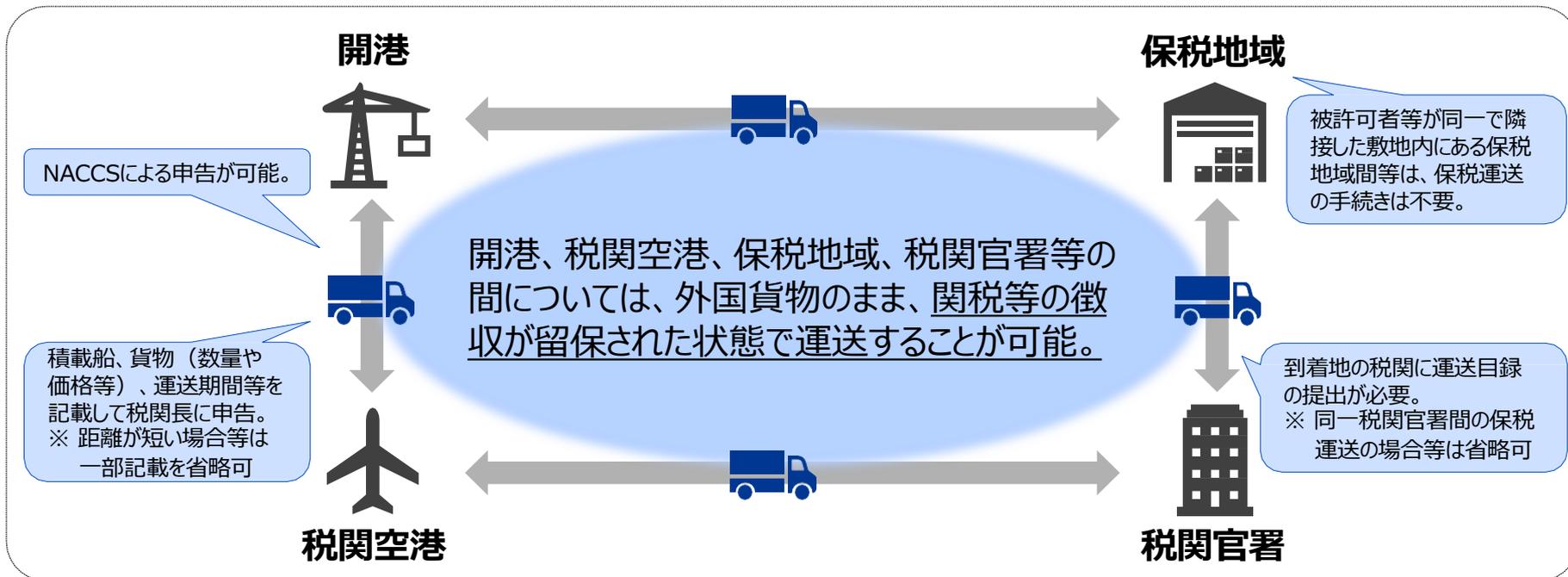
※1 税関職員が工場に赴き、原料品の搬入量、使用量、製造した製品の数量等について、帳簿の記載内容及び在庫品を確認するとともに、製造工程の現場確認等を行う。

※2 加熱・圧ぺん（麦の成分であるでんぷんを糊状に変化させ製粉を不能とさせる）、ふすま（麦の皮）との混合、ばん砕、ひき割（大麦の粒を食糧用に適さない一定以下の大きさにつぶす）等

# 保税運送について

- 保税運送は、国内にある外国貨物に関して、開港、税関空港、保税地域、税関官署等の間については、税関長に申告し承認を受けることにより、外国貨物のまま運送することを可能とする制度。社会悪物品やテロ関連物品等が不正に輸出入されることを防ぐとともに、適正な関税を徴収すること等を目的とするもの。
- 1年間の期間内で、特定の区間について一括で承認を受けることが可能。（包括保税運送制度）

## ■ 保税運送のイメージ



## ■ 包括保税運送について

以下の要件を充足し、取締上支障がない保税運送については、1年間の期間内で、一括して保税運送の承認を受けることができる。

### 【運送しようとする者】

- ・保税地域の被許可者
- ・通関業者等

### 【次の区間で継続的に保税運送が行われること】

- ・一の保税地域と他の一の保税地域の間
- ・同一の税関官署に所在する一の保税地域と複数の保税地域（コンテナ詰された貨物の場合、異なる税関官署でも可）等

### 【運送される貨物】

- ・航空会社または委託を受けた者の責任で運送される航空貨物
- ・コンテナ詰された貨物（船卸し後に開扉されたものを除く）等

## 特定保税承認（AEO保税地域）制度

- ✓ 保税蔵置場又は保税工場の許可を受けている者で、
- ✓ 貨物のセキュリティ管理と
- ✓ コンプライアンス（法令遵守）の体制が整備された者として
- ✓ あらかじめ税関長の承認を受けた者（特定保税承認者）は、
- ✓ 税関長へ届け出ることにより
- ✓ 保税蔵置場又は保税工場を設置することが可能となるほか、
- ✓ 当該保税蔵置場等にかかる許可手数料も免除される制度

＜関税法第50条、第61条の5＞

1. 保税制度の概要

**2. 保税制度の活用**

3. 国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について

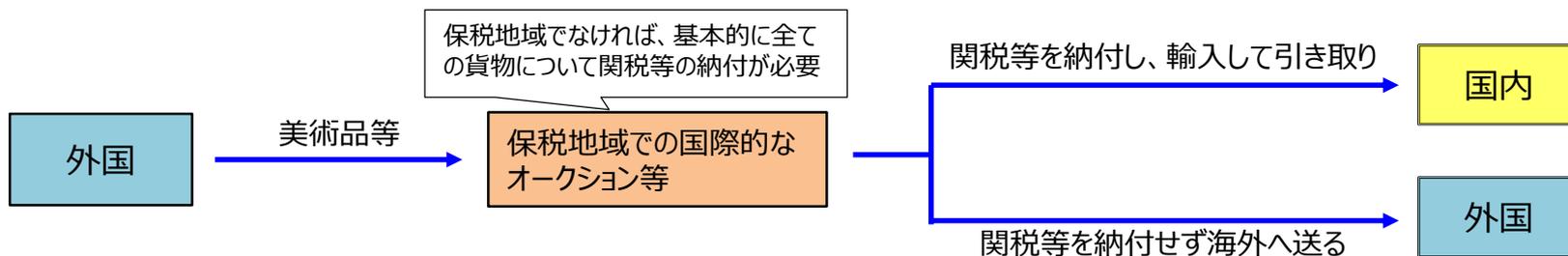
4. 関税法基本通達の改正（保税関係）

5. 参考

# 国際的なオークション・ギャラリー・アートフェア

- アート市場への世界的な関心が高まる中、国際的なオークションやアートフェアの国内開催は、国際物流の活性化や新たなビジネスチャンス等に繋がるものであることを踏まえ、外国貨物の蔵置や展示ができる保税地域をアート関係で活用する際の要件等を明確化した（令和2年12月）。
- 保税地域でオークション等を開催した場合、外国貨物の美術品等について関税等を留保した状態での蔵置・展示が可能であり、保税地域の活用促進が図られた。

## ■保税地域を活用したオークション・ギャラリー・アートフェアのイメージ



## 国際的なオークション・ギャラリー：保税蔵置場

### ■活用事例：

#### ○ニューアート・エストウェストオークションズ

- 令和3年10月、アートオークションとして初めて保税蔵置場を活用し羽田空港第1ターミナルで開催。約200点の出展作品の内、33点が外国から持ち込まれた保税品。

#### ○Shinwa Auction

- 令和4年3月、羽田空港第1ターミナルで開催。アンディ・ウォーホルの作品が23億円（国内オークション最高額）で落札。



オークションの様相 (R4.3)

## 国際的なアートフェア：保税展示場

### ■活用事例：

#### ○Tokyo Gendai

- 令和5年7月、パシフィコ横浜において開催されたアートフェア。世界各地から、国際的に評価の高い73の現代アートギャラリーが出展。



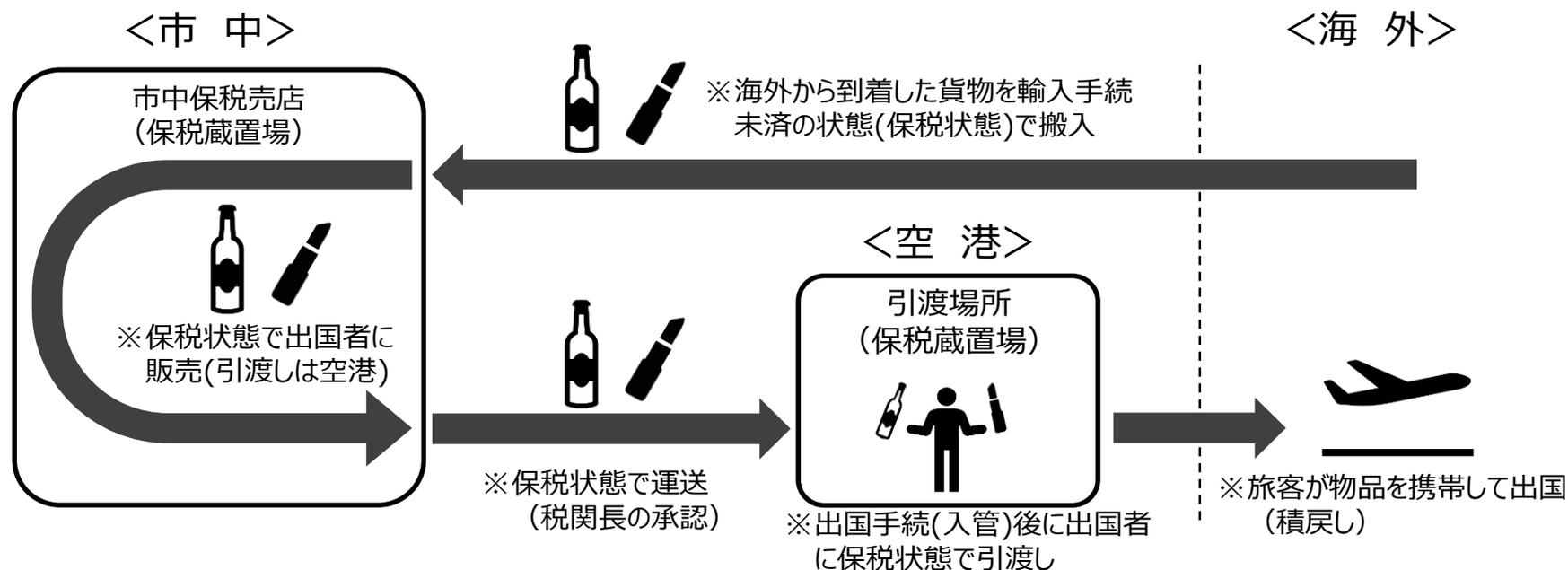
Tokyo Gendaiの様相 (R5.7)

# 市中保税売店

○ 市中保税売店は、市中に店舗（保税蔵置場）、空港に引渡場所（保税蔵置場）をそれぞれ設置したうえで、当該店舗で出国者を対象に販売した商品（外国貨物）を保税状態で空港まで運送し、空港の出国エリアで引き渡す仕組み。

※市中の店舗と空港の引渡場所について、それぞれ**保税蔵置場の許可（税関長の許可）**が必要。

## ■ 市中保税売店のイメージ



## ■ 市中保税売店の設置状況

税関	保税蔵置場の名称
東京	(株)Japan Duty Free Fa-So-La三越伊勢丹
東京	(株)ロッテ免税店JAPAN
沖縄	沖縄DFS

# インランドデポ

- 内陸地の物流拠点について保税地域の許可を受け、インランドデポとすることにより、空港・港湾背後の保税地域に搬入することなく輸出入を行うことが可能となり、リードタイムの短縮や輸送コストの削減等が図られる。

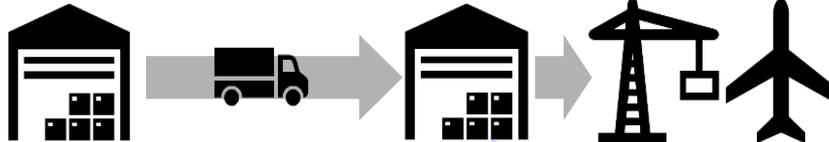
## ■ インランドデポのイメージ

### インランドデポを活用せず輸出する場合

内陸地の物流倉庫  
(保税蔵置場ではない)

港湾・空港背後の  
保税蔵置場

港湾・空港



### インランドデポを活用して輸出する場合

インランドデポ  
(保税蔵置場)

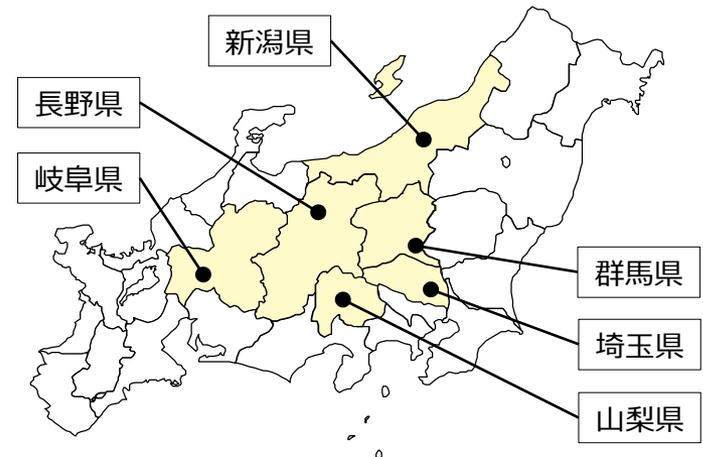
保税運送

港湾・空港



空港・港湾背後の保税地域に搬入することなく輸出することができ、リードタイムの短縮や輸送コストの削減等が図られる。

## ■ インランドデポの所在地※



※関税法第35条に基づく政令派出所が設置されている県



インランドデポ (長野県内)

1. 保税制度の概要
2. 保税制度の活用
- 3. 国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について**
4. 関税法基本通達の改正（保税関係）
5. 参考

# 国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について

 関税局・税関

## 保税制度をご利用されているみなさまへ



保税ポータル：  
<https://www.customs.go.jp/hozei/hozeiportal.html>

### 1 「国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について」を公表しました！



保税の制度・運用の見直しを進めるため「国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について」を2024年6月14日にとりまとめ、公表しました。とりまとめに基づき、今後様々な施策を検討・推進して参ります！詳しくは、税関HP内の[保税ポータル](#)をご覧ください。

### 2 保税制度の利便性向上を図るための運用の見直しを行いました！



保税制度の利便性向上を図るため、関税法基本通達等の改正（2024年7月1日施行）を行いました。詳しくは、税関HP内の[所管法令等](#)をご覧ください。

運用の見直しを行った主な事項

### 1

## 「国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について」を公表しました！



保税の制度・運用の見直しを進めるため「国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について」を2024年6月14日にとりまとめ、公表しました。とりまとめに基づき、今後様々な施策を検討・推進して参ります！詳しくは、税関HP内の[保税ポータル](#)をご覧ください。

※ 包括保税運送の個別運送における「SLIP FOR TRANSPORTATION」等

※ 上記は概要です。詳細な規定等は、税関HPに掲載の関税法基本通達等もご覧ください。

# 国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について

- 保税制度を取り巻く国際物流の動向の変化に対応し、**厳格な水際取締りの水準を維持しつつ、多様なニーズに応え、貿易の円滑化を図るとともに、国際競争力の強化等を通じ、我が国経済に貢献する観点から、保税制度のあり方について以下の通りとりまとめる。**

## 保税制度を取り巻く現状と課題

### 1. 保税制度の現状

- ▶ 手続きの簡素化等のニーズ、税関と倉主等とのパートナーシップ、制度の多様な活用

### 2. 国際物流の動向の変化

- ▶ 輸入貨物の急増、社会悪物品への対応、物流業界の人手不足、港湾・空港分野における国際競争の激化等

## 保税制度のあり方に関する基本方針

- 保税制度を取り巻く国際物流の動向の変化に対応し、**厳格な水際取締りの水準を維持しつつ、多様なニーズに応え、貿易の円滑化を図るとともに、国際競争力の強化等を通じ、我が国経済に貢献する観点から、以下の3点を「保税制度のあり方に関する基本方針」とする。**

#### 利用者の利便性向上



保税業務における手続きの簡素化等を進め、利用者の利便性向上を図る。

#### 保税制度の利活用促進



我が国経済に貢献する観点から、保税制度の潜在的なニーズの発掘を進め、制度の利活用促進を図る。

#### 厳格な水際取締り



保税地域に係る検査・取締りの高度化・効率化により、厳格な水際取締りの水準を維持する。

## 具体的な施策例

### ① 規定・運用の見直し



- ・保税運送・保税作業・保税許可等手続きに関する利便性向上
- ・保税取締り等の高度化・効率化

### ② 手続きのデジタル完結



- ・保税台帳の保存に関する負担軽減
- ・保税関係手続きにおけるデジタル完結のための対応（NACCSの利便性向上等）

### ③ 利便性向上に資する体制の整備とマインドの醸成



- ・手続きのボトルネック解消等を図るための体制整備
- ・社内教育等に関する情報提供の更なる充実

※施策の検討にあたっては、AEO事業者との連携やベネフィットのあり方にも留意する。

# 具体的な施策

## ①規定・運用の見直し（1）



保税関係手続きについて、水際取締りの水準を維持しつつ、簡素化の余地があるものや対応が平準化されていないものについて、利用者の利便性を向上する観点から、規定・運用の見直しを図る。

### i) 保税運送手続きに関する利便性向上

- 港湾・空港における積替貨物への対応  
（例：仮陸揚届を含む手続きに関するニーズに対応するための関係省庁・業界との連携、同一港湾・空港内の特定エリアにおける保税運送手続きの省略）
- 保税運送手続きの簡素化  
（例：包括保税運送の承認要件の緩和、申告価格の省略対象の拡大）

### ii) 保税作業手続きに関する利便性向上

- 厳格な数量管理が事業者の参入障壁となっている可能性を踏まえた、製造歩留りのあり方の検討
- 保税作業手続きの簡素化  
（例：指定保税工場における簡易手続き（総量管理を含む）の適用要件の明確化）

※「具体的な施策」には、現段階で実施が確定していない施策も含まれており、検討にあたっては、内外の関係者との調整や、人的・金額的成本、取締上の支障等も踏まえながら、詳細について十分に精査する必要がある。

# 具体的な施策

## ①規定・運用の見直し（2）

### iii) 保稅地域の許可手続きに関する利便性向上

- 許可基準の体系化・明確化及び緩和  
（例：人的要件において求める業務遂行能力等のあり方の整理と各項目の具体化、量的要件の緩和）
- 新規許可・許可更新や許可内容の変更に関する手続きの簡素化  
（例：許可申請時に運用上求めている添付書類（業務手順書等）の必要性の精査、許可内容変更時の手続き（工事届等）の簡素化、保稅地域の延べ面積の算定方法の簡素化）
- 保稅地域の許可申請を初めて行う利用者に向けたガイドラインの作成

### iv) 新たなニーズに対応するための規定・運用の明確化

- 保稅地域をアート関係で活用する際の要件の明確化
- カーボンニュートラルに資する燃料等の搬出入や蔵置に係る運用の整理

### v) 保稅取締り等の高度化・効率化

- 保稅取締り等の更なる高度化・効率化に向けた、必要な運用の見直し

### vi) その他保稅関係手続きに関する負担軽減

- 保稅関係手続きに関する対応の簡素化・平準化  
（例：蔵入、見本持出等の申請時に運用上求めている添付書類（経緯書、理由書等）の必要性の精査や、提出済書類の省略等の二重手続きの解消）

※「具体的な施策」には、現段階で実施が確定していない施策も含まれており、検討にあたっては、内外の関係者との調整や、人的・金額的コスト、取締上の支障等も踏まえながら、詳細について十分に精査する必要がある。

# 具体的な施策

## ② 手続きのデジタル完結



利用者の業務実態や技術の進展を踏まえた保税関係手続きの電子化のあり方を検討し、NACCSの利便性向上等により手続きの実質的なデジタル完結を図る他、保税取締り等の更なる高度化・効率化を図るため、システム上必要な対応を進める。

### i) 保税台帳の保存に関する負担軽減

- NACCSを活用したバックアップ・データ保存に関する取扱いの簡素化（クラウドサービス等により、都度のデータ取得を不要とすることの明確化）
- 記帳のあり方の検討や、記帳義務事項がNACCSのサーバに漏れなく保存されるため必要な対応（例：見本持出の搬出に係る補助機能の追加）  
を前提とした、自社の台帳への都度のデータ取得の廃止

### ii) 保税取締り等の高度化・効率化

- 保税取締り等の更なる高度化・効率化に向けた、システム上必要な対応

### iii) その他保税関係手続きにおけるデジタル完結のための対応

- 港湾・空港における積替貨物への対応（例：積替手続きに係るNACCSのプログラム変更）
- 利用者に配慮した、保税関係手続きの利便性向上（例：不積返送申出や貨物の異常等に係る連絡に関する汎用申請対象への追加）
- 被許可者や申請者の事情に応じた、リモートによる受付の充実（例：添付書類の提出におけるNACCS、メールの積極的な活用）
- 事業者へのシステムの利用の推奨や、リーフレット等による広報・周知

※「具体的な施策」には、現段階で実施が確定していない施策も含まれており、検討にあたっては、内外の関係者との調整や、人的・金額的コスト取締上の支障等も踏まえながら、詳細について十分に精査する必要がある。

# 具体的な施策

## ③ 利便性向上に資する体制の整備とマインドの醸成



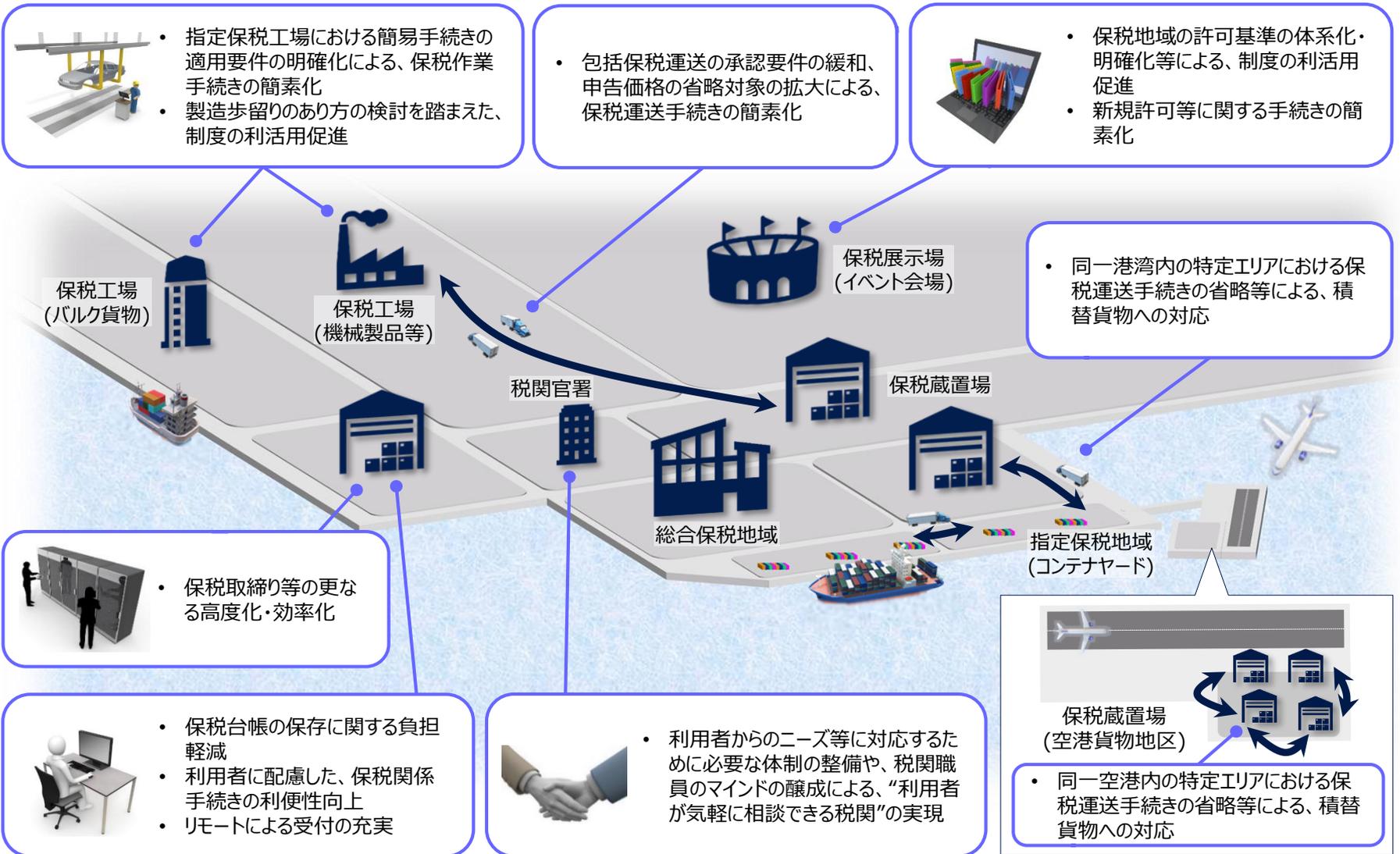
利用者からのニーズ等に対応するために必要な体制の整備や、税関（保税部門）職員のマインドの醸成を進めることにより、“利用者が気軽に相談できる税関”となることを目指す。

### i) 利便性向上等に資する更なる体制の整備とマインドの醸成

- 利用者からのニーズを能動的に汲み取り、手続きのボトルネック解消・ワンストップ化・平準化を図るとともに、検査・取締りの高度化・効率化を進めるための体制整備
- 社内教育等に関する情報提供の更なる充実  
（例：保税の知見を有する関係団体等と連携した研修機会の創出等）
- 被許可者や申請者の事情に応じた手続き・相談への柔軟な対応  
（例：web会議ツールやメール等の積極的な活用、関係団体等との連携）
- 制度周知やニーズ把握の継続  
（例：アートや食品輸出等の新たなニーズに関する業界団体と連携した情報提供やヒアリング）
- 税関保税部門における貿易の円滑化に向けたマインドの一層の醸成

※「具体的な施策」には、現段階で実施が確定していない施策も含まれており、検討にあたっては、内外の関係者との調整や、人的・金銭的コスト、取締上の支障等も踏まえながら、詳細について十分に精査する必要がある。

# 具体的な施策まとめ（イメージ）



※上図はあくまでイメージであり、内外の関係者との調整や、人的・金額的コスト、取締上の支障等も踏まえながら、施策の詳細について十分に精査する必要がある。

1. 保税制度の概要
2. 保税制度の活用
3. 国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について
4. **関税法基本通達の改正（保税関係）**
5. 参考

# 関税法基本通達の改正（保稅關係）

関税局・税関

## 保稅制度をご利用されているみなさまへ

1

「国際物流の動向を踏まえた



保稅の制度・運用の  
税制度のあり方につ  
とりまどめに基づき、今  
詳しくは、税関HP内

2

保稅制度の利便性向上を区



保稅制度の利便性  
年7月1日施行)を  
詳しくは、税関HP内

### 運用の

#### ■ 工事の協議・届出対象の明確化

- 保稅地域における工事について、税関に協議や届出を行って頂く必要があるものを整理しました。また、災害復旧等のため緊急を要する工事を行う場合、税関に事前連絡の上で工事に着手することができるようになりました。

#### ■ 保稅台帳のバックアップ・データの保存方法の平準化

- 保稅台帳の保存を電子データにより行う場合のバックアップ・データの保存方法について、クラウドサービス等を利用することができるようになりました。

#### ■ 保稅運送時の「申告価格」の省略対象の拡大

- コンテナ詰貨物や仮陸揚貨物の保稅運送について、保稅地域の被許可者や貨物管理者、通関業者、船会社等が申請を行う場合は、「申告価格」の記載を省略できるようになりました。  
※NACCSの入力方法については、

#### ■ 保稅地域の延べ面積の算定方法の簡素化

- 保稅地域の許可等の際に必要な延べ面積の算定について、蔵置場の図面や不動産登記の際に作成した図面を活用できるようになりました。

#### ■ 航空貨物の保稅運送における

- 航空貨物の保稅運送について、印刷した帳票※の携行が不要となりました。  
※ 包括保稅運送の個別運送にお

## 運用の見直しを行った主な事項

### ■ 工事の協議・届出対象の明確化

- 保稅地域における工事について、税関に協議や届出を行って頂く必要があるものを整理しました。また、災害復旧等のため緊急を要する工事を行う場合、税関に事前連絡の上で工事に着手することができるようになりました。

### ■ 保稅台帳のバックアップ・データの保存方法の平準化

- 保稅台帳の保存を電子データにより行う場合のバックアップ・データの保存方法について、クラウドサービス等を利用することができるようになりました。

### ■ 保稅運送時の「申告価格」の省略対象の拡大

- コンテナ詰貨物や仮陸揚貨物の保稅運送について、保稅地域の被許可者や貨物管理者、通関業者、船会社等が申請を行う場合は、「申告価格」の記載を省略できるようになりました。

※NACCSの入力方法については、NACCSセンター掲示板をご確認ください。

### ■ 保稅地域の延べ面積の算定方法の簡素化

- 保稅地域の許可等の際に必要な延べ面積の算定について、蔵置場の図面や不動産登記の際に作成した図面を活用できるようになりました。

### ■ 航空貨物の保稅運送における帳票の省略

- 航空貨物の保稅運送について、印刷した帳票※の携行が不要となりました。

※ 包括保稅運送の個別運送における「SLIP FOR TRANSPORTATION」等

# 第4章 保税地域

## 第1節 総則

### 34の2-4 (電磁的記録による帳簿の保存)

改正後	改正前
第4章 保税地域	第4章 保税地域
第1節 総則	第1節 総則
(電磁的記録による帳簿の保存) 34の2-4 法第34条の2の規定により貨物を管理する者が備え付けることとされている帳簿を電磁的記録(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。以下同じ。)により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年財務省令第16号)によるほか、次による。 (1) 保存される電磁的記録の適切な保全を確保するため、次の措置を講じるよう指導する。 イ 別途バックアップ・データを保存する等により、情報の消滅がないよう十分な措置を講じること。なお、バックアップ・データを保存する場合には、 <u>クラウドサービス等のデータ保管サービスを利用することを妨げない。</u>	(電磁的記録による帳簿の保存) 34の2-4 法第34条の2の規定により貨物を管理する者が備え付けることとされている帳簿を電磁的記録(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。以下同じ。)により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年財務省令第16号)によるほか、次による。 (1) 保存される電磁的記録の適切な保全を確保するため、次の措置を講じるよう指導する。 イ 別途バックアップ・データを保存する等により、情報の消滅がないよう十分な措置を講じること。

## POINT !

バックアップ・データの保存について、**クラウドサービス等のデータ保管サービス※**(NACCS管理資料保管サービスを含む。)を利用することを妨げない旨を明記するもの。

※ データを保管するための物理的なサーバー(パソコン)が存在し、オンライン上でサーバーの保存領域を顧客に割り当て、データの保管が可能となっている。

## 第2節 指定保税地域

### 38-1 (協議又は承認を要する行為の意義)

改正後	改正前
<p>第2節 指定保税地域</p> <p>(協議又は承認を要する行為の意義)</p> <p>38-1 法第38条第1項各号に規定する税関長に協議又は税関長の承認を要する行為は、指定保税地域の管理運営又はその機能（外国貨物の積卸し、運搬若しくは一時蔵置又は法第40条第1項及び第2項の行為をいう。）の利用に当たって密接に関連するものに限る。したがって、例えば、次に掲げるものは該当しない。ただし、外国貨物の積卸しのために入港する沿海通航船の係留については、協議又は承認を要さないこととなるので留意する。</p> <p>(1) <u>土地又は建設物その他の施設の単なる維持補修を目的とした工事（例えば、塗装、ライン引き、道路及び岸壁等の補修、上屋又は倉庫の屋根及び壁面等の補修、設備の維持管理のための保守点検、機器の交換等。災害等による損傷を補修するための工事を含む。）</u></p> <p>(2) <u>外国貿易船を係留する予定のない期間中における沿海通航船の係留なお、協議又は承認を要する工事のうち、災害復旧等のため緊急を要するものについては、あらかじめ税関に連絡の上、当該工事着手後に協議又は承認の申請（後記38-2(3)の報告を含む。）を行って差し支えない。</u></p>	<p>第2節 指定保税地域</p> <p>(協議又は承認を要する行為の意義)</p> <p>38-1 法第38条第1項各号に規定する税関長に協議又は税関長の承認を要する行為は、指定保税地域の管理運営又はその機能（外国貨物の積卸し、運搬若しくは一時蔵置又は法第40条第1項及び第2項の行為をいう。）の利用に当たって密接に関連するものに限る。したがって、例えば、次に掲げるものは該当しない。ただし、外国貨物の積卸しのために入港する沿海通航船の係留については、協議又は承認を要さないこととなるので留意する。</p> <p>(1) 建設物その他の施設の単なる維持補修を目的とした工事</p> <p>(2) 外国貿易船を係留する予定のない期間中における沿海通航船の係留</p>

## POINT !

指定保税地域の**管理運営又は外国貨物の積卸し等の機能の利用にあたって密接に関連しない**、土地又は建設物その他の施設の**単なる維持補修を目的とした工事は**、税関への協議又は承認を要しない。

また、災害復旧等のため緊急を要する工事については、**税関に工事を行うことを前もって連絡すれば**、工事に関する協議又は承認の申請は後日でよい。

## 第3節 保税蔵置場

### 42-14 (延べ面積の算定方法)

改正後	改正前
第3節 保税蔵置場  (延べ面積の算定の方法) 42-14 保税蔵置場の延べ面積の算定の方法は、次による。 <u>なお、許可申請書に添付された保税蔵置場の図面又は当該許可申請に係る建設物等の不動産登記にあたり作成された図面において延べ面積が明らかな場合は、当該延べ面積に基づき算定するものとする。</u>	第3節 保税蔵置場  (延べ面積の算定の方法) 42-14 保税蔵置場の延べ面積の算定の方法は、次による。

## POINT !

保税地域の延べ面積の算定方法の簡素化。

延べ面積の算定について、蔵置場の図面又は**不動産登記の図面**で延べ面積が判明する場合には、その面積を用いてよい。

## 第3節 保税蔵置場

### 42-17 (注文の取集め等のための個別に識別及び管理される蔵置貨物の閲覧及び購入の申込みがあった貨物の通関等)

改正後

(注文の取集め等のための個別に識別及び管理される蔵置貨物の閲覧及び購入の申込みがあった貨物の通関等)

42-17 注文の取集め等のための蔵置貨物の閲覧は、その閲覧に供する施設について保税蔵置場の許可を受けさせ、これに蔵置して行わせるものとして、次の手続により取り扱う。

(1)～(3) | (省略)

(4) 外国貨物の購入の申込みがあった場合は、その予約のみを行わせ、当該保税蔵置場又は他の保税地域において輸入又は積戻しの許可を受けさせた後、購入者に引き渡すようにする。なお、手続はできるだけ集中的に行わせるよう求める。

(5) (省略)

(6) 前記(1)の蔵置貨物に係る空容器等を一時蔵置されている保税蔵置場以外の保税地域に移動の上、保管する場合には、適宜の申出書を提出させ、当該申出書により法第63条の規定による保税運送の承認を行った上で、搬出を認めて差し支えない。この場合においては、当該申出書の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載するものとする。

保税地域に搬入することが困難な場合においては、上記申出書に「他所蔵置許可申請」の旨を表示させ、他所蔵置の許可を併せて行って差し支えない。

なお、その容器等を当該保税蔵置場に再搬入するときも、上記によるものとするが、あらかじめ一時保管する保税地域等において保管する期間が決まっており、かつ、取締上支障がないと認める場合には、上記申出書に「復路運送兼用」と表示させ、再搬入に係る保税運送を併せて承認して差し支えない。この場合において、当該保税蔵置場における当該蔵置貨物と当該空容器等の仕分け、改装に係る記帳を省略することができるものとする。

改正前

(注文の取集め等のための個別に識別及び管理される蔵置貨物の閲覧及び購入の申込みがあった貨物の通関等)

42-17 注文の取集め等のための蔵置貨物の閲覧は、その閲覧に供する施設について保税蔵置場の許可を受けさせ、これに蔵置して行わせるものとして、次の手続により取り扱う。

(1)～(3) (同左)

(4) 外国貨物の購入の申込みがあった場合は、その予約のみを行わせ、当該保税蔵置場又は他の保税地域において輸入又は積戻しの許可を受けさせた後、購入者に引き渡すようにする。なお、手続はできるだけ集中的に行わせるよう指導する。

(5) (同左)

(新設)

### POINT !

保税蔵置場において閲覧に供する蔵置貨物に係る**空容器、ケース等を別の保税地域に移動・保管させる場合は適宜の申出書で保税運送の承認を行うことができる。**

**要件を満たせば他所蔵置及び、あらかじめ復路運送の承認も可能、空容器等の仕分け、改装に係る記帳も省略可能。**

## 第3節 保税蔵置場

### 44-3 (改築移転その他の工事の取り扱い)

改正後

(改築移転その他の工事の取扱い)

44-3 法第44条第1項に規定する改築、移転その他の工事は、以下に該当するものとする。ただし、その工事の内容が単なる補修工事又はこれに類するものであつて、その工事による保税蔵置場の現状の変更が軽微なもの(例えば、塗装、ライン引き、屋根及び壁面等の補修、設備の維持管理のための保守点検、機器の交換等。)であり、かつ、それにより保税蔵置場の面積に変更がない場合は、この限りではない。

(1) 保税蔵置場内の外国貨物又は輸出しようとする貨物の管理、保管に関する設備を現状から変更する工事

(2) 前記43-1(3)に規定する措置の内容を現状から変更する工事

なお、(1)又は(2)に該当する工事であっても、災害復旧等のため緊急を要する工事については、あらかじめ税関に連絡の上、当該工事着手後に届出を行って差し支えない。

改正前

(届出を要しない改築移転その他の工事)

44-3 法第44条第1項《貨物の収容能力の増減等の届出》に規定する改築、移転その他の工事が行われる場合において、その工事の内容が単なる補修工事又はこれに類するものであつて、その工事による保税蔵置場の現状の変更が軽微なものであり、かつ、それにより保税蔵置場の面積に変更がないときは、同項の規定による届出を要しないものとする。

(新設)

(新設)

## POINT !

保税蔵置場の工事について、許可を受けた土地又は建設物の単なる維持補修又はこれに類する工事であつて、保税蔵置場の現状の変更が軽微であり、面積に変更を及ぼさない場合は届出を要しない。

ただし、貨物管理、保管設備及び保税蔵置場の許可の基準となっている施設の要件に規定する措置の内容を現状から変更する工事は届出が必要。

また、災害復旧等のため緊急を要する工事については、税関に工事を行うことを前もって連絡すれば、工事に関する協議又は承認の申請は後日でよい。

## 第5節 保税展示場

### 62の3-6（購入の申し込みがあった展示物品の通関）

#### 改正後

##### 第5節 保税展示場

（購入の申し込みがあつた展示物品の通関）

62の3-6 小売販売を行う物品は、あらかじめ輸入許可を受けた上で販売させることとし、展示物品につき購入の申し込みがあつた場合は、その予約のみを行わせ、会期終了後、当該保税展示場又は他の保税地域において輸入又は積戻しの許可を受けさせた後、購入者に引き渡すこととする。

ただし、引取りを急ぐ場合には、会期中であつても一定期間分をとりまとめて輸入又は積戻しの許可を受け、引き取ることを認めて差し支えない。

（注） 輸入又は積戻し申告は、できるだけ集中的に行わせるよう求める。

#### 改正前

##### 第5節 保税展示場

（購入の申し込みがあつた展示物品の通関）

62の3-6 小売販売を行う物品は、あらかじめ輸入許可を受けたうえ販売させることとし、展示物品につき購入の申し込みがあつた場合は、その予約のみを行わせ、会期終了後、当該保税展示場又は他の保税地域において輸入の許可を受けさせた後購入者に引き渡すようにする。

ただし、購入者がやむを得ない事情により引取りを急ぐ場合には、会期中であつても一定期間分をとりまとめて輸入の許可を受けさせ、引き渡すことを認めて差し支えない。

（注） 輸入申告は、できるだけ集中的に行わせるよう指導する。

## POINT !

- 保税展示場に係る当該規定は、国内引き取りのみが想定されていたが、昨今のアートフェア※では、**購入者が外国籍の場合、海外への積戻し**を行うことも考えられるため、輸入のみならず、積戻しについても盛り込まれた。

※アート作品を展示販売するイベントのこと、古美術、近代美術、茶道具、工芸品など幅広いジャンルが取り扱われ、海外からの展示品には保税展示場を活用可能。

- 「やむを得ない事情」を削除



保税展示場を活用した  
国際的なアートフェア  
「Tokyo Gendai」

## 第5節 保税展示場

### 62の3-9（空容器等の搬出入の取扱い）

改正後	改正前
<p>(空容器等の搬出入の取扱い)</p> <p>62の3-9 展示等承認貨物に係る空容器等を一時保税展示場以外の保税地域に移動の上、保管する場合には、適宜の様式による申出書に管理者の確認を受けたものを提出させ、当該申出書により法第63条の規定による保税運送の承認を行った上で、搬出を認めて差し支えない。この場合においては、当該申出書の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載するものとする。</p> <p>保税展示場以外の保税地域に搬入することが困難な場合においては、上記申出書に「他所蔵置許可申請」の旨を表示させ、他所蔵置の許可を併せて行って差し支えない。</p> <p><u>なお、会期終了後、その容器等を当該保税展示場に再搬入するときも、上記によるものとするが、あらかじめ一時保管する保税地域等において保管期間が決まっており、かつ、取締上支障がないと認める場合には、上記申出書に「復路運送兼用」と表示させ、再搬入に係る保税運送を併せて承認して差し支えない。</u></p>	<p>(空容器等の搬出入の取扱い)</p> <p>62の3-9 展示等承認貨物に係る空容器等を一時保税展示場以外の保税地域に移動の<u>うえ</u>保管する場合には、適宜の様式による申出書に管理者の確認を受けたものを提出させ、当該申出書により法第63条の規定による保税運送の承認を行った上で、搬出を認めて差し支えない。この場合においては、当該申出書の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載するものとする。</p> <p><u>なお、会期終了後、その容器等を再搬入するときも、また同様とする。</u></p> <p><u>また、</u>保税展示場以外の保税地域に搬入することが困難な場合においては、上記申出書に「他所蔵置許可申請」の旨を表示させ、他所蔵置の許可を併せて行って差し支えない。</p>

### POINT !

空容器等の保税展示場への搬出入が短期間で行われる場合に、官民双方の事務負担軽減のため往路及び復路の保税運送を一括して承認する取扱いとするもの。

アートオークション等を開催した場合に、蔵置スペースが狭隘となったため、一時的に他の保税地域に空容器等を移動させる場合の保税運送について、保税蔵置場(42-17)に加え、保税展示場にも同様の規定を設けるもの。

# 第5章 運送

## 63-5 (保稅運送の申告手続)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第5章 運送</p> <p>(保稅運送の申告手続)</p> <p>63-5 輸出(積戻しを含む。)の許可を受けたもの以外の外国貨物(以下この章においては「輸入貨物」という。)の運送申告は、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 次に掲げる保稅運送の申告をする場合には、申告書の記載事項のうち「申告価格」等記載の必要がないと認められるものについては、適宜記載の省略を認めて差し支えないものとする。</p> <p><u>なお、「申告価格」の記載の省略を認めた場合において、運送期間の経過により関税を徴収することとなったときは、当該貨物の価格に関する適切な資料を提出させるものとする。</u></p> <p>イ 同一市町村内の保稅運送</p> <p>ロ <u>保稅地域の被許可者若しくは貨物管理者、通関業者又は船会社を運送申告者とするコンテナ詰貨物(船卸後に開扉されたものを除く。)の保稅運送</u></p> <p>ハ <u>保稅地域の被許可者若しくは貨物管理者、通関業者又は船会社若しくは航空会社を運送申告者とする仮陸揚貨物の保稅運送</u></p> <p>三 その他税関長が取締上支障がないと認めた貨物の保稅運送</p>	<p style="text-align: center;">第5章 運送</p> <p>(保稅運送の申告手続)</p> <p>63-5 輸出(積戻しを含む。)の許可を受けたもの以外の外国貨物(以下この章においては「輸入貨物」という。)の運送申告は、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 次に掲げる保稅運送の申告をする場合には、申告書の記載事項のうち「申告価格」等記載の必要がないと認められるものについては、適宜記載の省略を認めて差し支えないものとする。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ (同左)</p>

### POINT !

保稅運送の申告にあつては、品名、数量及び価格等を記載した書面で行うこととされているが、税関長は運送する距離が短い等の事情により記載の必要がないと認めるときは、その記載を省略させることができるとされている。

運送期間経過等により関税を徴収することとなったときに、当該貨物の**価格資料を事後的に提出可能な者**が申告する場合は、「申告価格」等の省略を認めると明記された。

## 第5章 運送

### 63-22 (包括保税運送の承認要件等)

改正後	改正前
<p>(包括保税運送の承認要件)</p> <p>63-22 次に掲げるすべての要件を充足し、取締上支障がないと認められる保税運送については、一括して保税運送の承認を行うことができる。</p> <p>(1) 運送をしようとする者が次のいずれかに該当する者であること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>イ 保税地域の被許可者又は貨物管理者</li><li>ロ 通関業者</li><li>ハ その他、税関手続に関する十分な知識を有する者で、税関長が適当と認める者</li></ul> <p>(2)及び(3) (省略)</p>	<p>(包括保税運送の承認要件)</p> <p>63-22 次に掲げるすべての要件を充足し、取締上支障がないと認められる保税運送については、一括して保税運送の承認を行うことができる。</p> <p>(1) 運送をしようとする者が次のいずれかに該当する者であること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>イ 保税地域の被許可者</li><li>ロ (同左)</li><li>ハ (同左)</li></ul> <p>(2)及び(3) (同左)</p>

### POINT !

指定保税地域や総合保税地域の貨物管理者も包括保税運送の対象となることを明記。

## 第5章 運送

### 63-24 (包括保税運送貨物を運送する際の手続等)

改正後	改正前
<p>(包括保税運送貨物を運送する際の手続等)</p> <p>63-24 包括保税運送貨物を運送する際の手続等については、次による。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 運送者、発送地の倉主等及び到着地の倉主等が相互に接続された電算システムにより貨物管理を行っている場合で、税関長が取締上支障がないと認めたものについては、上記(1)から(4)までの規定にかかわらず、1月分の送り状の内容を記録した運送実績を<u>書面その他適宜の方法</u>により提出することにより、税関への送り状の提出を省略することができるものとする。この場合に<u>あつては</u>、運送者、発送地の倉主等及び到着地の倉主等は、税関職員の求めに応じ、運送実績を随時出力（映像による出力を含む。）することができるよう措置するものとする。</p> <p>(7)及び(8) (省略)</p>	<p>(包括保税運送貨物を運送する際の手続等)</p> <p>63-24 包括保税運送貨物を運送する際の手続等については、次による。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 運送者、発送地の倉主等及び到着地の倉主等が相互に接続された電算システムにより貨物管理を行っている場合で、税関長が取締上支障がないと認めたものについては、上記(1)から(4)までの規定にかかわらず、1月分の送り状の内容を記録した運送実績を<u>適宜の書面又はフロッピーディスク</u>により提出することにより、税関への送り状の提出を省略することができるものとする。この場合に<u>あつては</u>、運送者、発送地の倉主等及び到着地の倉主等は、税関職員の求めに応じ、運送実績を随時出力（映像による出力を含む。）することができるよう措置するものとする。</p> <p>(7)及び(8) (同左)</p>

## POINT !

包括保税運送の実績を税関に提出する方法について、フロッピーディスクを削除。

適宜の方法としているが、主に本年4月よりNACCSの汎用申請による運送実績の提出が可能となったための改正である。

## 保税地域における工事の際の手続きについて ～指定保税地域の関係者の皆様へ～

指定保税地域の機能に影響を及ぼす工事を行う際は、**税関への協議等**（承認申請、報告を含む。）が必要です。

このたび、関税法基本通達等を改正（2024年7月1日に施行）し、**税関への協議等が不要となる工事を明確化**しました。

### 協議等が必要な工事の例

**（具体例）**

- ・ 岸壁の新設、改良（耐震補強工事を含む。）、撤去工事
- ・ 埠頭の埋め立て、土壌掘削工事、地盤改良工事（調査工事を含む。）
- ・ ガントリークレーンその他荷役機械の設置、移設、撤去工事
- ・ 上屋、タンク、フェンス、ゲート、照明装置の設置、移設、撤去工事

協議等が必要な工事も、災害復旧等のため緊急を要する場合は、税関に事前に連絡の上、工事に着手後に協議等することができるようになりました。



例示以外の工事で、協議等の判断に迷う場合には最寄りの税関窓口（保税担当）までお問い合わせください。

### 協議等が不要な工事の例

① 塗装、ライン引き、道路や岸壁等の補修

**（具体例）**

- ・ 防舷材の補修・補強工事
- ・ 摩耗したラインの引き直し
- ・ 岸壁、道路の補修工事（アスファルト等の更新工事を含む。）

② 上屋や倉庫におけるの屋根・壁面等の補修

**（具体例）**

- ・ 雨漏りが発生した屋根及び<sup>ひさし</sup>庇を補修する工事
- ・ 壁面の塗装

③ 設備の維持管理のための保守点検

**（具体例）**

- ・ 指定保税地域内に設置された設備（エレベーターや配電盤、消防設備等）の定期点検

④ 機器の交換

**（具体例）**

- ・ 蛍光灯、電球等の消耗品の交換
- ・ 故障した設備の部品交換作業

## 保税地域における工事の際の手続きについて ～保税蔵置場等の被許可者の皆様へ～

保税蔵置場等（保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域）における貨物管理等に影響を及ぼす工事を行う際は、**税関への届出**が必要です。

このたび、関税法基本通達等を改正（2024年7月1日に施行）し、**税関への届出が不要となる工事を明確化**しました。

### 届出が必要な工事の例

① 外国貨物等の管理、保管に関する設備を変更する工事

**（具体例）**

- ・ タンクの設置、移設、撤去工事
- ・ ラックや什器の設置、移設、撤去工事
- ・ 保冷設備や定温設備の設置、移設、撤去工事
- ・ 荷役機械の設置、移設、撤去工事
- ・ 上記の工事が付随的に発生する耐震工事や補強工事、配管工事等

② 外国貨物等の保全のための措置の内容を変更する工事

**（具体例）**

- ・ 保税蔵置場等のフェンス、障壁、照明装置の設置、移設、撤去工事
- ・ 保税蔵置場等の出入口、窓、その他侵入が可能な部分に対する施設その他の措置（監視カメラ、その他の機械警備を含む。）の実施、変更に係る工事、撤去工事
- ・ 保税蔵置場等の門扉、シャッターの更新工事

③ 保税蔵置場等の面積に変更を生じる工事

届出が必要な工事も、災害復旧等のため緊急を要する場合は、税関に事前に連絡の上、工事に着手後に届出することができますようになりました。



例示以外の工事で、届出の判断に迷う場合には最寄りの税関窓口（保税担当）までお問い合わせください。

### 届出が不要な工事の例

① 塗装、ライン引き、屋根・壁面等の補修

**（具体例）**

- ・ 壁面の塗装、摩耗したラインの引き直し
- ・ 雨漏りが発生した屋根及び<sup>ひさし</sup>庇の補修

② 設備の維持管理のための保守点検

**（具体例）**

- ・ 保税蔵置場等に設置された設備（エレベーターや配電盤、消防設備等）の定期点検

③ 機器の交換

**（具体例）**

- ・ 蛍光灯、電球等の消耗品の交換
- ・ 故障した設備の部品交換作業

1. 保税制度の概要
2. 保税制度の活用
3. 国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について
4. 関税法基本通達の改正（保税関係）
5. **参考**

## 関税法第48条 保税蔵置場における許可の取り消し等

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、**期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。**

### 処分要件

- ① 保税蔵置場の被許可者、役員、代理人、支配人その他の従業者が、**保税蔵置場の業務について、関税法の規定に違反したとき。**  
(第1号処分)
- ② 保税蔵置場の被許可者について、**関税法第43条第2号から第10号まで(許可の要件)のいずれかに該当することとなったとき。**  
(第2号処分)

### 《具体的基準》

関税法基本通達 48-1 (保税蔵置場に対する処分の基準等)

# 保税ポータルについて

## 税関ホームページ

税関 Japan Customs

税関について 全額納税 お問合せ 税関情報提供

注目キーワード

- 火警関連情報
- 経済安全保障
- 採用案内
- 経済危機に伴う措置（北朝鮮、イラン、ロシア等）

最近増えている問合せについて

重要なお知らせ 税関の名をかたった詐欺に注意！

法令・政策等について調べたい

水際取締について調べたい

貿易統計について知りたい

AEO制度について調べたい

海外旅行の手続きを知りたい

輸出入・保税の手続きを調べたい

品目分類について調べたい

EPA/原産地規則について知りたい

関税評価を調べたい

税関手続FAQを確認したい

保税ポータル

お知らせ

- 2024年7月1日 【お知らせ】 保税制度をご利用されているみなさまへ
- 2024年7月1日 【お知らせ】 保税地域における工事の際の手続きについて
- 2024年6月14日 「国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について」を公表しました

コンテンツ一覧

- よくあるご質問
- 保税地域一覧表
- 保税地域の許可を受けるには
- 参考資料
- 国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について
- 保税に関するご意見募集



輸出入・保税の手続きを調べたい

分類及び税率

> 原産地規則認定

通関の取扱い

> 保税ポータル



保税ポータル：  
<https://www.customs.go.jp/hozei/hozeiportal.html>

物 流 業 ・ 倉 庫 業 関 係 者 の 皆 様 へ

# 通 報 し て く だ さ い !

## カスタム君のプロフィール

誕生日：11月28日（税関記念日）  
身長：180センチメートル  
体重：90キログラム  
特徴：まん丸い目とコロコロとした体  
お仕事：税関のイメージキャラクターとしてのPR活動など



取締もがんばる  
ワン!!  
情報求むワン!

## 外見や重量が不自然な貨物

- ・貨物の外装に他と異なる目印がある
- ・輸入者の業務内容とあまり関係なさそうな貨物
- ・内容物は同じはずなのに、一部の貨物だけ重い又は軽い



## 配送先が不自然

- ・急な配送先の変更
- ・レンタル倉庫、ホテル、私設私書箱への配送
- ・大量の貨物をマンションの部屋に配送



## 通関依頼が不自然

- ・通関を急ぐ、頻繁に問い合わせがある
- ・税関検査を異常に気にする
- ・蔵置場所、名義人が転々としている

## 放置された貨物

- ・連絡先不明（音信不通）
- ・引取り時期不明の長期蔵置（放置状態）



## 名古屋税関 監視部 保税取締部門

(TEL) 052-654-4094 (FAX) 052-654-4179

税関密輸ダイヤル（24時間受付）フリーダイヤル 許しません 0120 - 461 - 961 シロイ（粉） クロイ（武器）

税関：密輸情報提供のお願い <http://www.customs.go.jp/mizugiwa/mitsuyu/mitsuyu-dial.htm>



ご清聴ありがとうございました。

